

## 令和6年度 事業報告

公益財団法人香川県食鳥衛生検査センターでは、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、指定検査機関として次の事業を実施した。

### 1 法人運営

#### 1) 会議の開催

- (1) 令和6年度第1回理事会 令和5年5月22日
  - ①業務執行状況について
  - ②令和5年度事業報告について
  - ③令和5年度決算について
  - ④評議員会の招集について
- (2) 令和6年度定時評議員会 令和6年6月12日
  - ①令和5年度庶務並びに事業、決算報告について
  - ②令和6年度事業計画及び令和6年度予算書について
  - ③貸借照表及び正味財産増減計算書の承認について
- (3) 令和6年度第2回理事会 (書面開催)
  - ①令和6度事業計画(変更案)について
  - ②令和6年度補正予算(変更案)について
  - ③(公財)香川県食鳥衛生検査センター業務規程の一部改正(変更案)
  - ④(公財)香川県食鳥衛生検査センター情報公開に関する要綱の一部改正(変更案)
- (4) 令和6年度第3回理事会 令和7年2月13日
  - ①理事長及び常務理事の執行状況報告(口頭)
  - ②令和6年度事業及び食鳥検査運営状況報告及び令和6年度収支中間報告
  - ③令和7年度事業計画(案)について
  - ④令和7年度予算(案)について

#### 2) 監査および公益法人検査の実施

- (1) 令和5年度内部監査 令和6年5月15日  
(公財)香川県食鳥衛生検査センター 監事
- (2) 法人に対する所管課検査 令和7年3月18日

### 2 公益事業の実施

#### 1) 食鳥検査事業

香川県知事及び高松市長の委任を受けて、安全で衛生的な食鳥肉を確保するため、検査対象施設である県内4ヶ所の食鳥処理場に職員を派遣して、食鳥検査を実施した。

##### (1) 検査員の配置

県内4か所の食鳥処理場に5名の検査員を配置し、延数 1,129 人の食鳥検査員を派遣し、検査を実施した。

## (2) 検査羽数

令和6年度の検査羽数はブロイラーが4,272,964羽、成鶏が704,926羽の合計4,977,890羽で、前年度に比べて356,989羽の増加となった。全体の検査羽数はブロイラーが86%、成鶏が14%であった。

## (3) 食鳥検査の結果に基づく処分状況

ブロイラーの内臓摘出禁止を含めた全部廃棄羽数は、52,052羽で、検査羽数に占める全部廃棄羽数は1.22%であった。これを原因別にみると、主として大腸菌症、腹水症、削瘦及び発育不良、変性であった。依然として大腸菌症が占める割合が高い状況にある。

一部廃棄羽数は、99,905羽で、検査羽数に占める一部廃棄羽数の比率は、2.34%であり、これを原因別にみると炎症、出血、変性であった。

成鶏の内臓摘出禁止を含めた全部廃棄羽数は、6,203羽で、検査羽数に占める全部廃棄率は0.88%であった。これを原因別にみると、主として腹水症、削瘦及び発育不良、放血不良、変性であった。

一部廃棄羽数は、8,047羽で、検査羽数に占める一部廃棄率は、1.14%であり、これを原因別みると炎症、変性であった。

(単位:羽)

種類	ブロイラー			成鶏		
検査羽数	4,272,964			704,926		
検査結果に基づく措置	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分実羽数	9,843	42,209	99,905	4,767	1,436	8,047
マレツク病						
大腸菌症		21,152			2	
変性	1,584	4,481	5,782	276	24	3,969
腹水症	12	15,703		1,855	1,293	
出血			11,083			8
炎症			83,040	9		4,070
腫瘍		1		12	22	
黄疸		77		1		
削瘦、発育不良	7,911	791		2,005	95	
放血不良	6	4		609		
湯漬過度	330					
その他						
計	9,843	42,209	99,905	4,767	1,436	8,047

## 2) 食鳥検査に関する調査研究

### (1) 精密検査の実施

飼料から食鳥肉に移行するおそれのある抗菌性物質について、香川県食肉衛生検査所に協力して27検体の残留モニタリング検査を実施し、いずれの検体からも抗菌性物質は検出されなかった。

### (2) 調査研究

食鳥処理施設における微生物制御のため、香川県食肉衛生検査所に協力し

てと体の細菌検査を165検体実施した。

### 3) 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が処理場へ侵入しないよう、各食鳥処理場、香川県、高松市食肉衛生検査所との連携体制の確認及び最新情報の収集に努めた。

### 4) 食鳥検査に関する研修と衛生指導等

#### (1) 検査員に対する研修

各機関からの情報等の周知を行うなど、知識の研鑽、情報の共有化を図った。指定検査機関が行う情報連絡会議が福井県で、厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会は東京での開催となり、情報等を検査員と共有することで、検査員の技術の向上に努めた。

#### (2) 食鳥処理場に対する衛生指導

施設の衛生管理や食鳥肉の微生物汚染対策については、HACCPの義務化に伴い、香川県食肉衛生検査所の実施する衛生指導に協力した。

#### (3) 全国食鳥指定検査機関協議会について

全国食鳥指定検査機関協議会の総会、情報連絡会議に参加した。

### 5) 広報啓発事業

#### (1) 検査成績を各処理場にフィードバックし、生産農場の疾病対策及び衛生管理向上に努めた。

また、事業概要を作成し、関係機関に配布した。

#### (2) 情報公開の資料を整備し、消費者に対して鶏に関する情報提供ができるようホームページの更新を行った。